

会津若松市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年会津若松市条例第41号）新旧対照表（案）

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○会津若松市市道の構造の技術的基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月25日 会津若松市条例第41号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、市道（法第3条第4号に掲げる市町村道であつて、市がその道路管理者（法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）であるものをいう。以下この条において同じ。）を新設し、又は改築する場合における市道の構造の一般的技術的基準（法第30条第1項第1号、第3号及び第12号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるものとする。</p> <p>【第2条～第4条 省略】</p> <p>（車線の分離等）</p> <p>第5条 車線の数が4以上である第3種又は第4種の道路の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、往復の方向別に分離するものとする。</p> <p>2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。</p> <p>3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の</p>	<p style="text-align: center;">○会津若松市市道の構造の技術的基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月25日 会津若松市条例第41号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、市道（法第3条第4号に掲げる市町村道であつて、市がその道路管理者（法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）であるものをいう。以下この条において同じ。）を新設し、又は改築する場合における市道の構造の一般的技術的基準（法第30条第1項第1号、第3号及び第12号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるものとする。</p> <p>【第2条～第4条 省略】</p> <p>（車線の分離等）</p> <p>第5条 車線の数が4以上である第3種又は第4種の道路の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、往復の方向別に分離するものとする。</p> <p>2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。</p> <p>3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の</p>

欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

【別記1 省略】

- 4 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 5 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。

【別記2 省略】

- 6 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、**令第42条第1項**において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

【第6条～第8条 省略】

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、こ

欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

【別記1 省略】

- 4 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 5 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。

【別記2 省略】

- 6 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、**令第41条第1項**において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

【第6条～第8条 省略】

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、こ

の限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、**令第42条第1項**において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

【第10条～第40条 省略】

（自転車歩行者専用道路）

第41条 自転車歩行者専用道路の幅員は、4メートル以上とするものとする。

- 2 自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものと

の限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、**令第41条第1項**において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

【第10条～第40条 省略】

（自転車歩行者専用道路）

第41条 自転車歩行者専用道路の幅員は、4メートル以上とするものとする。

- 2 自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものと

する。

- 3 自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車歩行者専用道路の幅員は、**令第42条第1項**において準用する令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車歩行者専用道路については、第3条から第39条まで及び前条第1項の規定（第12条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第42条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、**令第42条第1項**において準用する令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第39条まで及び第40条第1項の規定は、適用しない。

（歩行者利便増進道路）

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者

する。

- 3 自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車歩行者専用道路の幅員は、**令第41条第1項**において準用する令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車歩行者専用道路については、第3条から第39条まで及び前条第1項の規定（第12条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第42条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、**令第41条第2項**において準用する令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第39条まで及び第40条第1項の規定は、適用しない。

専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、会津若松市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成24年会津若松市条例第43号）に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【以下、改正条例の附則等 省略】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【以下、改正条例の附則等 省略】